平成２２年（フ）第４９８号
盛岡市南青山町９番18号
債務者　三上　千秋
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平本丈之亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月14日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５１号
岐阜県高山市神明町１丁目15番地２
債務者　古拙料理さわ山こと　澤山　　昇
法定代理人成年後見人　島　　未里
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５６４号
大阪市生野区勝山北５丁目１番19号
債務者　桐本　孝洋
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７４９号
大阪府茨木市水尾３丁目９番407号
債務者　矢内矩己子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７３９号
大阪市平野区平野宮町２丁目２番41号沢田文化
債務者　川北　博嗣
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１０４号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番３―205号府営東大阪春宮住宅３棟205号
債務者　彌政　昭雄
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２９７号
大阪府吹田市片山町１丁目10番22号
債務者　山﨑　昭子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６４０号
大阪府茨木市新郡山１丁目20番404号
債務者　小松　秀樹
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６６３号
大阪市住吉区長居２丁目８番11号後藤ビル405号
債務者　藤井　秀子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８６１号
大阪市西淀川区大和田１丁目６番９号
債務者　高津　忠久
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３６号
大阪市淀川区三津屋南２丁目３番１―304号
債務者　池上　清美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０７０号
大阪府寝屋川市堀溝北町17番３号
債務者　田中　良和
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１７１号
大阪府八尾市高砂町４丁目51番地　府営住宅15―486号
債務者　後藤　照子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２１７号
大阪市西成区松３丁目10番24号
債務者　園田　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２２０号
大阪府門真市上島町24番23号
債務者　八幡　義人
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２６６号
大阪市浪速区恵美須東２丁目２番８―906号
債務者　岩間　利美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２８４号
大阪市城東区今福西２丁目４番５―417号
債務者　梶原　博次
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部